

■対象業種

大分類	中分類
E 製造業	全ての業種
F 電気・ガス・熱供給・水道業	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成9年法律第37号)第2条に規定する新エネルギー利用等に係る電気業、ガス業、熱供給業
G 情報通信業	全ての業種
H 運輸業、郵便業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、運輸に附帯するサービス業、郵便業
I 卸売業、小売業	卸売業
J 金融業、保険業	銀行業、協同組織金融業、補助的金融業等、保険業
K 不動産業、物品賃貸業	物品賃貸業(自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業を除く。)
L 学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関、専門サービス業(その他専門サービス業を除く。)、広告業、技術サービス業(写真業を除く。)
O 教育、学習支援業	学校教育(幼稚園、小学校、中学校、高等学校・中等教育学校、特別支援学校を除く。)及びその他の教育、学習支援業(学習塾、教育・技能教授業及び他に分類されない教育、学習支援業を除く。)
R サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業(*)、外国公務

*その他の事業サービス業・・・コールセンター業、警備業等。